

監事監査報告書

平成26年5月26日

社会福祉法人伊勢亀鈴会 理事長 殿

監事 野島 尚 

社会福祉法人伊勢亀鈴会監事は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの平成25年度の理事の職務の執行を監査いたしました。その結果につき以下のとおり報告いたします。

記

1. 日時 平成26年5月26日（月）午前9時00分～午後5時00分
2. 場所 八野就労支援センター2階会議室
3. 立会者 社会福祉法人伊勢亀鈴会
理事 酒井 勝
監査役 田中 壽賢
八野生活介護センター 施設長 野口 小恵子
八野就労支援センター 施設長 松村 浩
宮の里ミタスメモリアルホーム 施設長 井上 順子
南勢就労支援センター 施設長 中村 智士
各施設事務員 伊藤 美保子、今村 美奈子、古林 知子、宮田 太香子
酒井 寿美子、伊藤 恵理、濱口 祐子
統括会計責任者 小林 良樹
税理士法人 あおぞら会計事務所 税理士 永井 良雄、北村 卓哉

4. 確認書類

監事は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業の報告を求めました。また、会計帳簿等の調査を行い、資金収支計算書（資金収支決算内訳表を含む。）、事業活動収支計算書（事業活動収支内訳表を含む。）、貸借対照表及び財産目録につき対査確認いたしました。

5. 監査結果

- ① 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- ② 計算書類は、法令及び定款に従い、収支及び事業活動の状況並びに財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- ③ 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- ④ 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。